

米穀検査制度

明

治・大正時代から富国強兵政策が高まり重商業主義が国策となり近代化が進むと、地主は田地を工場用地に売り始め耕作権を取り上げたりした。富山県も土地の取り上げの争議の事例が多かったようだ。

しかし大正十年頃から米の品質を高め統一するための米穀検査に絡む争議が全国的に新たに生じ始めた。大正十五年に富山県も穀物検査を集合検査制度に改めたことで、小作人の負担が重くなり地主と小作人の間の小作料減額を要求する争議が増え始めた。そもそも富山県の米穀検査制度は、富山県産米の品質が極度に低下し消費市場で不評になったので明治三十七年に始まった経緯があった。

藩政時代は年貢米は藩へ納めるので品質は厳重でしたが、明治六年以来地租は金納になり、米は自由取引になり品質管理は次第にルーズになってきていた。それでも初めの地主たちは自身も耕作し気を配っていたが、明治二十年代になり地主の世代交代と集中化に

よって品質には無関心になってきた。検査制度の弊害は、小作人に不合格米を減らし一等米を多く生産するため多く労力をかけることになる。また等級の低い米を生産する小作人は割り増し料をとられたり、下田（湿田などの耕作条件の悪い田）のものは小作料を高く納めることにもなり生活を圧迫することになった。

また大正七年の合格等級を甲乙丙の三段階とし、不合格を上下に分けて五段階としているのに、地主への年貢米は乙以上としたり、米商人は不合格米を安く買いたたりしたので、検査制度は運営上に問題が多くあり農民には不評だった。

大正十年頃からの小作争議は産米検査制度の反対運動が主流であった。大正十一年には強制検査が希望検査に改正され、年貢米を乙以上で年貢米を納めた者には、地主から奨励金を補給するように少しは改善された事もある。

金戸小作争議の背景

金

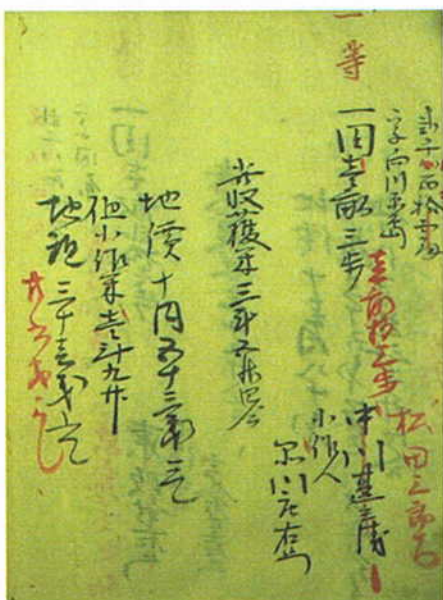
戸の小作争議は昭和四年～五年にかけて起こりました。それ以前、昭和初期の不況は金戸の農民にも直撃し、地主・小作人の両者とも大変な時期であった。そのなかで金戸も米

穀検査制度による上等級米の生産をめざし、窮地を乗り越えようと一等米を目標に掲げたことが逆に小作人をさらに困窮させてしまい、小作争議へと発展していったものといえる。

毎

年も、一等米でお願いします」と地主からいわれたという。金戸が全ても、一等にすることは根本的に不可能であり、一等米を生産できない小作は、目標を達成できないことを理由に小作地を取り上げられないようにいろいろと手を打つのでした。「増年貢」といつて規定以上の小作料を地主に支払う事したり、また地主も基準の低い小作に割り増し料を取ったりしていた。

向川原島の一等地



「小作争議調停法」による調停に掛けるまでの背景には、現実的には本所

と中地山・向川原島等と小作料が変わらないので、一番に大きい原因は地主と小作の間のいろいろな感情的な理由の積み重なりなのか。それは小作地が地主の私意により小作人を替えたり・挨拶がない・偉そうにしている・選挙の際に地主の投票しなかったり・小作のくせに高等小学校に行っているなどと人権を無視したものが多分にあったことが、積もりつもって爆発した感じがある。

黒墨の土地

昔より一等地の泥は舐めると甘く、下位になるにつれて砂が混じりザラザラするといわれ、金戸は高持ちの「おやつさま」の住む辺りが一等地なのだが、金戸には「黒墨（くろぼく）」といわれる地帯がある。専徳寺辺りが境目のようだが、古来より山田野原野があったところが「黒墨」といわれている。「黒墨」とは火山灰が堆積した腐植に富む黒色の粘性土をさす俗称であり、表土の色が黒く、乾いた土を踏むとボクボクする感じから「黒ボク」と名づけられたと専門書にある。金戸の「くろぼく」の泥は、衣類にちよつと付いたら払ってもとれないから、白い衣類に墨（すみ）のようだから、「黒

墨」という呼び名がついたとも言いはえている。黒墨地帯は稲作に向かず三等四等の場所であった。一等地は収穫量も多く、耕作が容易であったであったが、美味い米でなかったようだ。しかしそれを指摘したのは山本土石の社長という言葉であり昭和になってからだ。平成の時代となり農業が共同化しカントリーで一本化されると、どこか分からぬので金戸では美味しい飯米として確保しているのは、本所の一等地の田ではなくて中地山の沼田の米である。

本所の一等地

本所の一等地は村中島一九一一番で、幕末から明治期に金戸一等地の高持といわれた盛田平右衛門屋敷（現盛田寿一）であり、地價・地租は金戸で一番の高額となっている。

一 八十 千九百七十九合併
千九百拾壹番

字村中島 合盛米四斗三升八合
一等 四畝二十歩

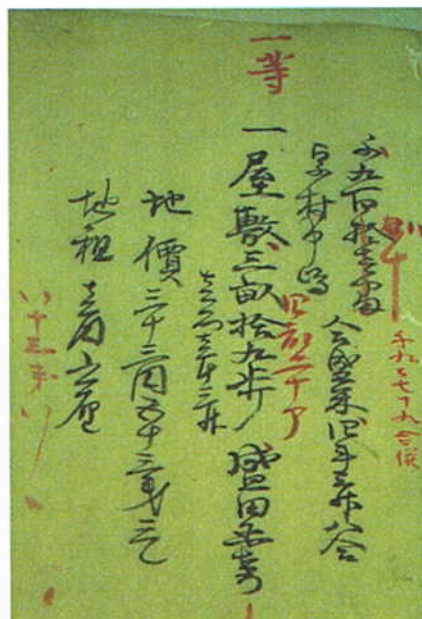
一屋敷三畝拾九歩 盛田平右衛門
壺石壺斗三升

地價 三十三円五十三銭二厘
地租 壺円六厘

八十三銭

一二七歩で一石一斗三升の収穫米は、一歩八・八九合の計算になる。一等地が土質的に良かったこともあがるが、土地簿によれば屋敷地は土質に関係なく一等地となっていたようだ。現代も宅地の固定資産が高く、田畑・山林・雑種地が低いのと同じ認識で地租が決められたといえる。高持ちほど屋敷面積が広く、自小作ほど面積が狭いのは地租を納めるうえであらざる。

一等地の屋敷地



朱書は明治九年三月に、六尺三寸の打立竿が六尺竿に改められて、一畝が三六歩から三〇歩、一反が三六〇歩から三〇〇歩の新歩に修正記入されたものだ。地租は明治十年に三%から二・五%に引き下げられたものだ。